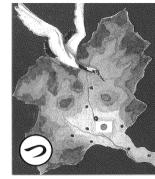




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年12月23日(金) 第10062号

目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○知事指定薬物の指定の失効(薬務課)	2
○道路の区域変更(道路管理課)	2
○道路の供用開始(同)	3
○道路の区域変更(同)	3
○同	3
<b>公 告</b>	
○都市計画事業の認可(道路整備課)	4

■ 告 示

◎群馬県告示第267号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年12月23日

群馬県知事 山本 一 太

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 2-（3-メトキシフェニル）-2- [（プロパン-2-イル）アミノ] シクロヘキサン-1-オン（通称名MXiPr、Methoxisopropamine）及びその塩類
- (2) N-メチル-1-（5-メチルチオフェン-2-イル）プロパン-2-アミン（通称名5-MMPA、Mephedrene）及びその塩類
- (3) 2- {2-（4-エトキシベンジル）-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} -N, N-ジエチルエタン-1-アミン（通称名Etazene、Etodesnitazene）及びその塩類
- (4) N-（1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル）-1-ヘキシル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド（通称名ADB-HEXINACA、ADB-HINACA）及びその塩類
- (5) N-（1-アミノ-1-オキソ-3-フェニルプロパン-2-イル）-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド（通称名APP-BINACA、APP-BUTINACA）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

3 指定が効力を失う日

令和4年12月26日

4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。

◎群馬県告示第268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月23日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	122号	太田市東長岡町1796番の5地先から同市同1785番の1地先まで	前	23.5	23.8
			後	23.5～26.4	23.8
県道	佐野太田線	太田市東長岡町1802番の9地先か	前	9.8～10.7	180.0

		ら同市同1871番の1地先まで	後	9.8~13.3	180.0
--	--	-----------------	---	----------	-------

◎群馬県告示第269号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月23日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	122号	太田市東長岡町1796番の5地先から同市同1785番の1地先まで	令和4年12月23日
県道	佐野太田線	太田市東長岡町1802番の9地先から同市同1871番の1地先まで	

◎群馬県告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月23日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	下仁田佐久穂線	甘楽郡南牧村大字熊倉字峯156番の2地先から同郡同村大字同字同156番の3地先まで	前	8.8~9.6	35.0
			後	9.7~10.9	35.0

◎群馬県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月23日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	井野停車場線	高崎市井野町字岡貝戸124番の1地先から同市同字屋敷前1109番の20地先まで	前	5.7～8.1	350.0
			後	10.6～13.3	350.5

## ■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定により、令和4年11月29日国土交通省関東地方整備局長が都市計画事業を認可した旨の告示（令和4年関東地方整備局告示第333号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年12月23日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画事業の種類及び名称 中之条都市計画道路事業 3・4・3号 名久田竜ヶ鼻線
- 2 施行者の名称 群馬県
- 3 事務所の所在地 前橋市大手町一丁目1番1号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分 吾妻郡中之条町大字伊勢町字上原地内
  - (2) 使用の部分 吾妻郡中之条町大字伊勢町字上原地内
- 5 事業施行期間 令和4年12月19日から令和9年3月31日まで

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111